

江南市の市民参加条例の考え方（案）に対するパブリックコメント

I 経緯

江南市では、平成23年4月1日に『江南市市民自治によるまちづくり基本条例』（＊以下、「まちづくり基本条例」といいます。）を制定、施行しました。それは、江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、今後のまちづくりにおいて最大限尊重されなければならないものと位置付けられています。

まちづくり基本条例第8条では、「市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します」と市民の権利を定め、第19条では、「執行機関等は、第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます」と、市民が意思を表明する機会を保障しました。また、この市民の意思の表明（以下、「市民参加」といいます。）に関して必要な事項は、まちづくり基本条例とは別の条例で定めることともされました。

市では、平成24年1月に、公募市民、まちづくり組織等（NPO、自治会、事業所等）で実際に活動している方、学識経験者、市議会議員等で構成する江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会を設置し、江南市民の市民参加のあり方を検討してきました。

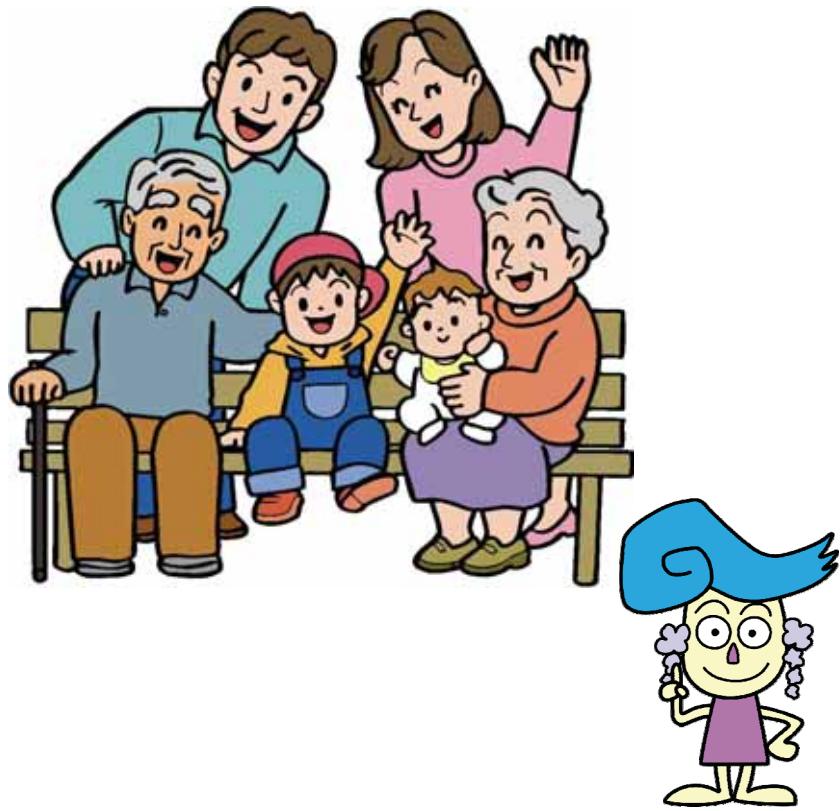
今回、その中間の成果である「江南市の市民参加条例の考え方（案）」について、市民の皆さんのご意見をパブリックコメントにより伺います。

今後、パブリックコメントでいただいたご意見を参考に、具体的な条例案の作成に入っていきます。

II 市民参加条例の必要性

現在、市民参加の方法は、「市長への手紙」、「パブリックコメント」、「審議会等の設置」、「住民説明会」、「アンケート」などがあり、加えてこの具体的な仕組みを通さないものであっても、市の各窓口では、日々、市民の皆さんからの要望、提案などをお聞きし、お応えしています。しかし、審議会委員の公募やパブリックコメントを始めとした市民参加の手続きの歴史はそれほど長くなく、それら市民参加の手続きについても、統一的なルールで実施されていない状況があります。

今回、市民参加の手続きを条例化することで、市民参加が継続的、安定的に実施できるようにしていきます。



以下、江南市の市民参加条例の考え方(案)を示します。

この案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

III 江南市の市民参加条例の考え方（案）の構成

第1章 総則（目的、用語の約束）

第2章 市民参加（市民参加の範囲、手続、公表方法など）

○誰が参加できるの？ → 市民（個人ばかりでなく、区・町内会、事業所、団体も含みます。）

○いつ参加できるの？ → 政策の形成、執行及び評価の過程で、適切なタイミングで行います。

○どんなことに参加できるの？

【参加の対象となる事項】

- ・市の基本構想その他基本的な事項を定める計画
- ・市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例
- ・広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画
- ・市民生活に重大な影響を及ぼす制度
- ・行政評価

【参加の対象とならない事項】

- ・法令の規定により実施の基準が定められているもの
- ・市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- ・執行機関等の権限に属さないもの など

○どんな方法で参加できるの？

- 審議会等
- パブリックコメント
- 市民懇談会
- ワークショップ
- アンケート調査
- 市民政策提案

○市民参加の情報は、
どこで知ることができるの？

- 市役所の窓口
- ホームページ
- 広報 など

第1章 総則

(目的)

1. 江南市市民自治によるまちづくり基本条例（平成23年条例第1号。以下「まちづくり基本条例」といいます。）第19条第2項の規定に基づき、市民参加の基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、市民自治によるまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

説明: 江南市市民自治によるまちづくり基本条例（抜粋）

（市民の権利）

第8条 市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します。

（市民の意思の表明）

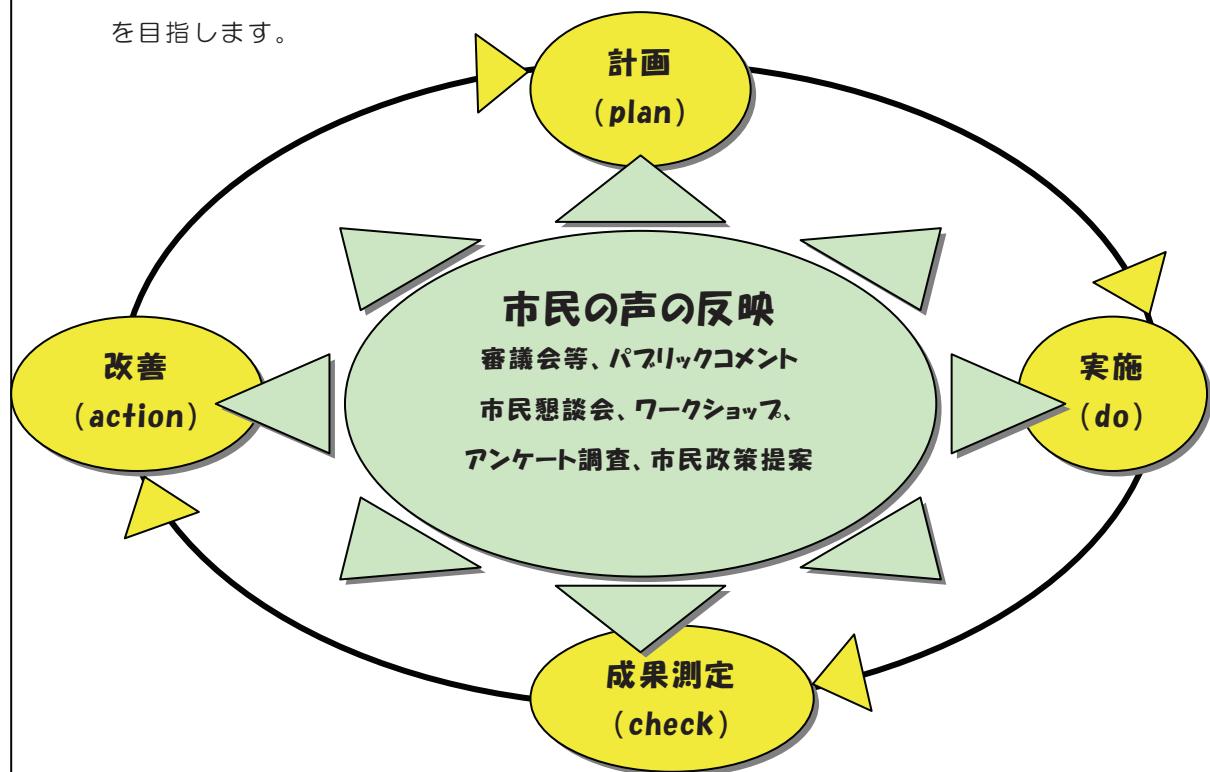
第19条 執行機関等は、第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます。

2 前項に規定する市民の意思の表明に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

* 執行機関等とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいい、市議会は含まれていません。

☆ 執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程への市民参加のイメージ

このサイクル（計画⇒実施⇒成果測定⇒改善）を繰り返すことにより、質の高い行政運営を目指します。



(用語の約束)

2. 「江南市の市民参加条例の考え方(案)」で使う言葉の意味を確認します。
- (1) 市民 まちづくり基本条例第3条第1号に規定する市民及び同条第2号で規定する事業者等をいいます。
- (2) 市民参加 市民が、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明し、市の意思決定に主体的に関わることをいいます。
- (3) 執行機関等 まちづくり基本条例第3条第4号で規定する執行機関等をいいます。

説明:

- (1) まちづくり基本条例では、「市民」を“個人”に限定していましたが、“市民参加”では「事業者等」もまちづくりの担い手であり、市民としての参加を求めたことから、「事業者等」も含め「市民」と定義します。

市 民	市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人 + 市内で事業を営む法人、個人事業主、公益的活動を行う組織等 (NPO、区・町内会なども事業者等に含めます。いずれも法人格の有無は問いません。)
--------	--

(2) まちづくり基本条例では、「市民参加」を、市民がまちづくりの立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に加わり行動することとしていますが、この条例では、その範囲を「執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程」とし、執行機関等が行うものに限定します。

(3) まちづくり基本条例と同じ意味で使います。

執行機関等：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいい、市議会は含まれていません。

第2章 市民参加

第1節 市民参加の手続

(市民参加の対象)

- 3－1 執行機関等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行おうとするときは、市民参加を求めるものとします。
- (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
 - (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (5) 行政評価

説明：市民自治によるまちづくりの推進には、市民と執行機関等が市の将来に対する共通の目標や認識を持ち、市民の理解と協力、情報共有が不可欠であることから、

(1)から(5)までを市民参加の対象としたものです。

(1) 戦略計画、次世代育成支援行動計画、生涯学習基本計画などです。

(2) 市民自治によるまちづくり基本条例、環境基本条例、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例などです。

(3) ここでいう施設は、図書館、体育館、保育園、公民館、学校、公園などです。また、補修などを行い施設の状態を一定に保つ維持管理及び老朽化した設備を新しいものに交換する設備更新などの計画については、該当しないものとします。

(4) 小・中学校の通学区域やごみ収集方法の大幅な変更などです。なお、「制度」とは、条例、規則等に基づいて行う、又は既に行われている一定の仕組みをいいます。

(5) 市では、江南市戦略計画の進行管理を行うため、行政評価を実施しています。行政評価は、まちづくり評価・施策評価・事務事業評価の3つの仕組みで構成されています。現在、まちづくり評価の段階で、公募市民、各種団体の代表者、学識経験者等で構成された“江南市まちづくり会議”による評価が行われています。

3－2 執行機関等は、前項の規定にかかわらず、対象事項が次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの
- (4) 執行機関等内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 執行機関等の権限に属さないもの

説明: 3－2は、前項で掲げた事項のうち、市民参加の対象としないことができるものについて定めたものです。

3－1に該当する対象事項にあっても、市民の意思を反映させる余地がなく、市民参加を行う必要性のない場合や、時間的な制約によって市民参加を行うことができない場合等があることから、市民参加を行わないことができるものを定めたものです。

- (1) 政策的判断を求めるまでもない軽易な内容のものや、法令を引用している箇所がある場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条、項、号の番号が移動した場合や用語の表現が変わった場合に、その条例を改正する場合などです。
- (2) 意思の決定に迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思を決定するまでの時間を費やすことができないもの又は適当でないもので、災害又は不慮の事態が生じた場合、時間的な制約があり、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加を行ってからでは間に合わないもの、効果が乏しいもの、効果が損なわれるものなどです。
- (3) 法令に一定の基準が定められているものにおいては、法令の基準に基づいて行うこととなり、市民の意思を反映させる余地がないものにあっては、市民参加を行わないことができることとしたもので、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が示されている場合などです。
- (4) 執行機関等の内部の事務においては、執行機関等が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参加を行わないことができることとしたもので、職員人事や会計に関する事務処理、職場の安全衛生管理などです。
- (5) 地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については対象外としています。これについては、これらに関する直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるからであるとされています。このことについては、金銭の徴収に関することについ

て一般的に相通じるものがあることから、本条例においては、「金銭の徴収に関すること」についても、市民参加を行わないことができることとしたものです。「その他金銭の徴収」とは、負担金、分担金、使用料、利用料金及び手数料その他の徴収をいいます。

なお、国民健康保険税及び介護保険料については、それぞれの審議会等で当該制度全体を協議する中でこれらも審議されています。これらについて市民参加を否定するものではありません。

* 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（6）「執行機関等の権限に属さないもの」とは、国や県の権限に属する事項や市議会の運営に関する事項など、執行機関等が自ら実施主体となり得ないものです。

3－3 執行機関等は、3－1各号に掲げるもの以外のもの（ただし、3－2各号のいずれか該当するものを除きます。）であっても、市民の関心の高さ、市民生活への影響等を考慮して、可能な限り市民参加を求めるよう努めるものとします。

説明：3－1では、執行機関等が、市民参加の手続きを実施しなければならない最低限の対象事項を定めています。しかし、これらの対象以外であっても、市民の意見を取り入れた方がより良い内容になったり、事業が円滑に実施できると見込まれるものなどについては、可能な限り市民参加を求めるよう努めます。

（市民参加の方法）

4 3－1の規定に基づき市民参加を求めるときは、次に掲げる方法（以下「市民参加手続」といいます。）から、一つ以上的方法により実施するものとします。

説明：市民参加の方法には、それぞれに特性があり、対象事項の内容により効果的な方法や実施時期は異なってきます。また、参加しやすい方法も個々の市民によっても異なってきます。このため、対象事項の内容に応じ、市民参加手続が最も効果的と思われる方法で実施する必要があります。

(1) 審議会等への投げかけ

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより執行機関等が設置する機関及び市民の意見を市政に反映させることを主な目的として、要綱等により執行機関等が設置する機関をいいます。

説明1:審議会等は、市民を含む特定の委員（学識経験者等）により、専門性のある深い議論ができ、合意形成を図る上で効果的な方法です。一方で、参加できる市民がごく少数に限られ、また、会議に出席する時間の確保が困難な市民は参加しにくいという面があります。

審 議 会 等	<u>法律又は条例で設置する機関</u> (例) 国民健康保険運営協議会、都市計画審議会 +
	<u>要綱等で設置する機関で、構成員に市民が含まれるもの</u> (例) 地域公共交通会議、まちづくり会議 ただし、以下のようなものは除きます。 ①表彰等の審査を目的として設置されているもの ②イベント、行事等の推進を目的としているもの（実行委員会等） ③審議会等の運営を市民が主体となって行っている市民組織的な性格を有するもので、その事務局のみが市に置かれているもの ④その他、市民参加条例の対象とすることが不適当なもの

説明2:地方自治法 第138条の4第3項の条文

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、市の政策を策定するに当たり、執行機関等がその政策の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、これに対し提出された市民の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、それらの意見の内容、執行機関等の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

説明: パブリックコメントは、政策案について市民に十分説明し、広く市民から意見を求め、その内容が適切であれば活かしていくもので、市民が参加しやすい方法です。したがって、提出意見の多寡に着目するものではありません。

(3) 市民懇談会の開催

市民懇談会とは、市の政策を策定するに当たり、執行機関等が市民に対し、その政策の趣旨、内容等の説明を行い、市民と執行機関等が意見交換を行う集まりをいいます。

説明: 市民懇談会は、政策案について、直接市民の意見を聞くことができるとともに、意見を交換することができる効果的な市民参加の方法です。また、執行機関等が政策案についての説明を直接行うため、詳しい説明が可能となり、市民の理解を深める効果もあります。

(4) ワークショップの実施

ワークショップとは、市の政策を策定するに当たり、市民同士又は市民と執行機関等が議論することにより、市民の意見の方向性を把握する手法をいいます。

説明: ワークショップは、市民が主体的に検討作業を行い、市民同士の自由な意見交換により、多様な意見が政策案に反映できる市民参加の有効な方法の一つです。一方で、多様な市民の意見やニーズから合意形成に導くためには、市民同士の意見の対立や議論に長い時間がかかることも予想され、会議を中立的な立場で調整する進行役が必要になります。

(5) アンケート調査の実施

アンケート調査とは、市の政策を策定するに当たり、執行機関等が調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることがあります。

説明: 政策によっては、アンケートの調査対象を分けて実施するなど、より充実した政策づくりに役立てます。（「健康日本21こうなん計画」の見直しに当たってのアンケートでは、16歳以上、中学3年生、小学6年生に分けて実施しました。）

(6) 市民政策提案の実施

市民政策提案とは、市民が市の政策を執行機関等に提案し、その提案を執行機関等が検討し、意思決定を行うとともに、その提案の内容、執行機関等の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

説明: 市民政策提案は、単なる意見、要望でなく、市民が具体的な政策を提案するものです。他の市民参加手続（審議会等、パブリックコメントなど）は、市民にとって受動的な参加ですが、これは能動的で、より積極的・自発的に政策の立案に

参加できる仕組みです。市民の持つ知識や経験、創造性が政策に活かされる制度です。

(7) その他執行機関等が適当と認める方法

説明: 市民参加手続について、ここでは（1）から（6）の代表的な手続を規定しますが、今後新しい方法が開発され、普及することも十分考えられます。

また、「市長への手紙」については、市民参加の一つではありますが、提出者の資格や提出書式の制約がなく、内容も多岐に渡っており、市民参加条例で一律に規定することによって、返って多様な意見・要望が市へ届きにくくなると考え、市民参加条例上の「市民参加手続」には入れておりません。「市長への手紙」は、市民参加条例での位置付けはありませんが、今後も市民参加の大切な窓口の一つです。

【市長への手紙】提案・意見・要望等 ⇒ 誰でも ⇒ 検討 ⇒ 返事

【市民政策提案】政策（対象事項の範囲内）⇒ 18歳以上の市民 10人以上

⇒ 検討 ⇒ 返事・公表

江南市をより良いまちとするため、いろいろな窓口（市民参加の方法）から、建設的なご意見やご提案をお待ちしています。

（市民参加手続の具体的な内容は、第2節から第7節になります。）



(市民参加手続の実施時期及び公表)

5－1 執行機関等は、政策の形成、執行及び評価の過程における適切な時期に、市民参加手続を行うものとします。

5－2 執行機関等は、市民参加手続を行うときは、その内容、実施時期等について、できる限り早い時期に、市民に分かりやすい方法で公表するものとします。

説明: 市民参加手続を実施する場合、政策案がほぼできてしまつてからの「アンケート調査」は遅すぎるでしょうし、方向性さえ決まっていない段階での「パブリックコメントの実施」では期待する目的は達せられないでしょう。それぞれの市民参加手続の特性に応じ、適切な段階で実施することが必要です。

(意見等の取り扱い)

6－1 執行機関等は、市民参加手続において表明された市民の意見及び提案(以下「意見等」といいます。)を総合的かつ多面的に検討するものとします。

6－2 執行機関等は、意見等の検討を終えたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、江南市情報公開条例(平成15年条例第2号)第7条各号に掲げる不開示情報(以下「不開示情報」といいます。)に該当するものは公表しません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討経過、検討結果及びその理由

説明: 「不開示情報」には、特定の個人が識別される情報、法人等の正当な利益を害する情報、生命の保護や公共の安全の確保等に支障が生ずる恐れがある情報をいいます。

(公表の方法)

7－1 執行機関等は、市民参加手続に関する事項の情報を、次に掲げるうちから、一つ以上 の方法により市民に公表するものとします。

(1) 公表する事項を所管する部署の窓口での供覧又は配布

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 市広報紙への掲載

7－2 執行機関等は、前項の規定にかかわらず、市民参加手続に関する情報を効果的かつ確実に公表する別の方法があるときは、その方法によることがあります。

説明: まちづくり基本条例では、「情報共有の原則」が確認されており、情報共有は市民参加においても必要です。執行機関等はできる限り多くの方法を組み合わせ、効果的かつ確実に情報を公表します。

第2節 審議会等

(審議会等の委員の選任)

- 8-1 執行機関等は、審議会等の委員を選任するときは、少なくとも1人以上を公募で選考するものとします。ただし、法令等に委員の構成が定められているとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるときその他正当な理由があると執行機関等が認めるときは、この限りではありません。
- 8-2 執行機関等は、審議会等に公募委員を置かないときは、その理由を公表するものとします。
- 8-3 執行機関等は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、委員の在任期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとします。
- 8-4 執行機関等は、審議会等の委員を公募により選任しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとします。
- (1) 審議会等の名称及び内容
 - (2) 委員の任期
 - (3) 応募資格及び応募方法
 - (4) 募集する人数及び選考方法
 - (5) その他必要な事項
- 8-5 執行機関等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表するものとします。

説明: 審議会等の審議に市民目線に立った多様な考え方を反映させるためには、公募による市民を委員に加えることが必要であり、それが会議の活性化にも繋がります。

審議会等の委員選任に当たっては、男女比率、委員の在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮するものとします。このことは、審議会は限られたメンバーで市の政策等を審議することとなることから、市民の現状、意識を正しく反映し、多様な市民の意見を政策等に取り入れ、多くの市民が平等に参加できるよう、委員の男女比率などに偏りが出ないよう配慮するものです。また、新しい委員の参加を促進し、審議会等そのものを活性化させるため、任期・兼職状況に配慮し、少なくとも1人は公募により選考することを定めます。

8－5は、市民から顔の見える開かれた審議会等とするため、委員の氏名、選考の区分を公表することを定めたもので、「選任の区分」とは、公募による市民、学識経験者などの区分をいいます。

(審議会等の会議及び会議録の公開)

- 9－1 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しないことができます。
- (1) 法令の規定により公開しないとされているとき
 - (2) 会議の内容に不開示情報が含まれるとき
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき
- 9－2 執行機関等は、審議会等の会議を開催するに当たり、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときはこの限りではありません。
- (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時
 - (3) 会議の開催場所
 - (4) 会議の議題
 - (5) 傍聴人の定員
 - (6) 傍聴手続
 - (7) その他必要な事項
- 9－3 執行機関等は、審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした会議録を作成し、不開示情報を除き、公表するものとします。
- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴人数
 - (2) 会議の議題
 - (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
 - (4) 会議における発言の内容及び議事の経過
 - (5) 会議の結論
 - (6) その他必要な事項
- 9－4 執行機関等は、審議会等の会議を傍聴する者に対し、資料の配布等により、会議の内容について理解を深められるよう努めるものとします。

説明: 審議会等の会議を公開することで、会議でどんな議論がされたかを、市民は傍聴し、確認することができます。多くの市民に傍聴の機会を提供するために、開催日時及び場所、傍聴の手續等について、公表するものとします。9－1（3）は、当該審議会等の会議において該当するか否かを判断し、会議の公開・非公開を決定するものとします。また、審議会等の運営の透明性確保や、審議会等と市民との情報共有のために、会議録を作成し、公表するものとします。

第3節 パブリックコメント

(パブリックコメントの実施)

10-1 執行機関等は、パブリックコメントを実施するときは、次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 政策の案及び案に関する資料
- (2) 政策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、執行機関等が必要と認める事項

10-2 パブリックコメントにおける意見の提出期間は、原則として政策の案を公表した日から起算して30日以上とします。ただし、緊急その他やむを得ない理由のあるときは、理由を公表して30日未満とすることができます。

10-3 パブリックコメントにより、意見を提出できる者は、市民その他別に執行機関等が定める者とします。

10-4 パブリックコメントにより、意見を提出する者は、住所、氏名等を明らかにするものとします。

10-5 パブリックコメントにおける意見の提出は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法により行うものとします。

説明: パブリックコメントの案件によっては、その案に対して利害関係を有する方の参加を求める場合もあります。10-3の「その他別に執行機関等が定める者」は、そのような場合を想定しています。

パブリックコメントの流れは次頁のとおりです。



[パブリックコメントのフロー]

執行機関等	<p>政策の案の作成 公表（情報共有） ○政策の案及び案に関する資料 ○政策の案を作成した趣旨、目的及び背景 ○意見の提出先、提出方法及び提出期間 など</p>	①広報 ②ホームページ ③担当課窓口 などで公表
	意見の提出 (公表の日を含めて30日以上の期間)	①市役所へ直接書面で提出 ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール などで提出
執行機関等	<p>結果の公表（情報共有） ○提出された意見の概要 ○意見に対する執行機関等の考え方 など</p>	①広報 ②ホームページ ③担当課窓口 などで公表
	提出された市民の意見を考慮して、意思決定を行う。	

第4節 市民懇談会

(市民懇談会の開催)

- 11-1 執行機関等は、市民懇談会を開催するに当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。
- 11-2 執行機関等は、市民懇談会を開催するときは、議題等の説明に関する資料の充実を図る等、参加者の理解を深められるよう、努めるものとします。
- 11-3 執行機関等は、市民懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、不開示情報を除き、公表するものとします。

説明: 市民懇談会へ多くの市民に参加してもらうために、開催日時や開催場所等を事前に公表します。

市民懇談会は誰でも参加することができますが、参加できなかった市民とも情報共有するために、開催記録を公表します。また、その開催記録を公表することにより、市民懇談会で表明された市民の意見が、どのように政策案に反映されたかを誰でも確認することができます。

第5節 ワークショップ

(ワークショップの実施)

- 12-1 執行機関等は、ワークショップを実施しようとするときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴手続等を公表するものとします。
- 12-2 ワークショップは公開するものとします。
- 12-3 ワークショップの参加者は、その運営に協力するよう努めるものとします。
- 12-4 執行機関等は、ワークショップを実施したときは、開催記録を作成し、非開示情報を除き、公表するものとします。

説明: ワークショップは、メンバーをあまり固定せず、比較的少人数で、自由な議論や共同作業を通して合意形成を図るところに特色があり、課題に対する市民の意見の方向性を見出すことを目的とするものです。ワークショップの実施時期としては、政策形成の比較的早い段階が考えられます。

参加者は、他の参加者の意見を尊重しつつ、合意形成に向けて積極的に発言するなど、運営に協力する姿勢が必要です。

第6節 アンケート調査

(アンケート調査の実施)

- 13-1 アンケート調査は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施するものとします。
- 13-2 執行機関等は、アンケート調査を実施しようとするときは、その実施時期、目的、対象者等を公表するものとします。
- 13-3 執行機関等は、アンケート調査を実施したときは、その結果を公表するものとします。

説明: アンケート調査には、執行機関等の誘導や恣意的な設問があつてはなりません。

アンケート調査を実施しようとするときは、調査の必要性や調査結果を今後どのように活かしていくのかなどの目的を明らかにすることが必要です。また、その結果を公表することにより、その結果がどのように政策案に反映されたかを誰でも確認することができます。

第7節 市民政策提案

(市民政策提案の実施)

- 14-1 満18歳以上の市民は、その10人以上の連署をもって、その代表者から執行機関等に対し、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができます。ただし、3-2各号に掲げるものを除くものとします。
- 14-2 執行機関等は、政策の目的、提案の方法その他提案に必要な事項を公表して、市民に対し、政策の提案を求めるることができます。
- 14-3 執行機関等は、提案された政策について、総合的かつ多面的に検討し、6-2の規定に基づき公表するとともに、提案した市民（代表者がいる場合は、その代表者）に対し、通知するものとします。
- 14-4 前項の公表及び通知は、市民政策提案を受けた日から3か月以内に行うものとします。ただし、やむを得ない理由のあるときは、この限りではありません。

説明: 第2節から第6節までは、執行機関等が公表した案などに対して、市民が意見を表明する手続を定めていますが、市民政策提案手続は、執行機関が行う政策に対し、又は、行ってほしい政策を市民自ら提案することができる制度です。

市民同士の議論などを通し、より建設的で質の高い、責任のある提案がなされるよう、少なくとも提案者を含め10人の賛同する市民（18歳未満の方は除か

れます。が、事業者等は18歳以上の市民の方と同様に提案ができます。)の方々の署名を必要とします。

執行機関等による検討終了後、提案された提案書と検討結果を公表するとともに、提案代表者には検討結果を文書でお知らせします。

公表する提案書は、提出されたものをそのまま公表しますので、代表者の氏名もあわせて公開されることになりますが、それ以外の非開示情報部分は公開しません。

市民政策提案の流れは次のとおりです。

〔市民政策提案のフロー〕

市民	議論、調査を重ね、具体的な政策を立案する。 ・現状の課題 ・政策の目的・理由 ・政策による効果 ・政策の実施に要する費用の額と内訳 ・提案に至るまでの経緯（議論の過程、活動状況）など
	10人以上の合意の下で提案書・提案署名簿を提出する。
執行機関等	総合的かつ多面的に検討する。 結果の公表（情報共有） ・提案書（提案代表者の氏名を含む。） ・検討結果 提案代表者へ検討結果を通知する。

